

建設工事会社に対する監督指導・調査結果

1 監督指導・調査結果の概要

平成 29 年 12 月 4 日（月）から 18 日（金）までの 15 日間に、管内（浜田市・江津市・邑智郡）26 の建設工事現場を臨検し、作業していた 100 の建設工事会社について、労働時間の把握方法や時間外・休日労働の状況などを調査しました。

このうち、30 社について、建設作業員の労働時間の把握に改善を要すると考えられたことから、適正に労働時間を把握するように文書指導を行いました。

また、時間外・休日労働の状況などを調査した結果は、下記のとおりでした。

- ① 14 社で違法な時間外・休日労働の疑い
- ② 時間外・休日労働時間数は最長 1 か月 116 時間
- ③ 時間外・休日労働時間数が1 か月 80 時間超(※1)は 3 社

※1 脳・心臓疾患を発症した場合、業務と発症との関連性が強いと評価される時間数

2 労働時間の適正把握の文書指導について

（1）厚生労働省における取組

労働基準法は労働時間、休日、深夜業等の規定を設けていることから、使用者は、これらの規定を遵守するために、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しています。

しかし、現状をみると、労働時間が適正に把握されておらず、労働基準法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところです。

このため、厚生労働省では、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることを目的として、平成 29 年 1 月 20 日、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定め、ガイドラインの趣旨、遵守のための指導及び周知に取り組んでいるところです（下枠及び別添 1 参照）。

《ガイドラインの主な内容》

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること
- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
〈始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法〉
 - ・使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・タイムカード、IC カード等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合には、自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について十分な説明を行うこと

（２）今回の集中的な監督指導の目的

上記（１）のとおり、労働時間が適正に把握されていない場合には過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じること、さらに、建設工事会社においては、年末や年度末に向けて建設工事が集中して、建設作業員にこの問題が生じる可能性が高まることが考えられます。

このため、集中的な監督指導においては、建設作業員の労働時間が適正に把握されているか確認するとともに、把握状況に改善を要すると考えられる場合には、ガイドラインに基づいて、労働時間が適正に把握されるようにすることを目的として実施しました。

（３）監督指導の結果

監督指導を実施した 26 現場で作業していた 100 の建設工事会社のうち、**30 社**について、**建設作業員の労働時間の把握状況に改善を要する**と考えられたことから、ガイドラインに基づいて、**適正に労働時間を把握するように文書指導**を行いました。

文書指導の主な内容は、下記のとおりです。

《労働時間の適正把握に関する文書指導の主な内容》

- ① 出勤の有無の把握のみなど、労働日ごとの始業・終業時刻を把握していない
- ② 自己申告制による労働時間の把握が不適正にならないように、ガイドラインで定める措置(※2)を講じていない

※2 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対する説明など

３ 時間外・休日労働の状況などの調査について

（１）厚生労働省における取組

長時間労働の是正は我が国における非常に重要な課題の１つとされていることから、厚生労働省では、近年、長時間労働による労働者の健康障害の防止を最重点行政課題の１つとして位置付けて行政を展開しているところです。

（２）今回の調査の方法・目的

浜田労働基準監督署においても、上記（１）のとおり、長時間労働による労働者の健康障害の防止を最重点行政課題の１つとして位置付けて行政を展開していること、さらに、建設工事会社においては、年末や年度末に向けて建設工事が集中して、建設作業員に長時間労働による健康障害が発生する可能性が高まることが考えられます。

この点、建設作業員の時間外・休日労働の状況などは、一般的に、建設工事会社の事務所で管理されていることが多いことから、建設工事現場に対する臨検のみでは十分に確認することができない場合があります。

このため、今回は、建設工事現場で作業していた建設工事会社に対して、

- ・ 直近３か月間について、１か月あたりの時間外・休日労働時間数の実績
- ・ 時間外・休日労働に関する協定（以下「^{サブプロク}36協定」という。）の締結・届出(※3)
- ・ 定期健康診断の実施

などについて、自主点検方式による調査を実施して建設工事会社における上記項目の状況を確認するとともに、自主点検結果が不十分な場合には建設工事会社における自主的な改善を促すことを目的としました。

※3 法定労働時間を超えて時間外労働をさせる場合には、労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36 協定）^{サプロク}の締結と、労働基準監督署への届出が必要（別添 2 参照）

（３）調査の結果

監督指導を実施した 26 現場で作業していた 100 の建設工事会社に対して調査を実施したところ、99 社から回答があり（平成 30 年 3 月 13 日現在）、主な回答結果は下記のとおりでした。

《時間外・休日労働の状況などの調査結果の主な内容》

① 14 社で違法な時間外・休日労働の疑い

- ・ 36 協定で締結した上限を超えて時間外・休日労働を行わせている … 2 社
- ・ 36 協定を締結せずに時間外・休日労働を行わせている … 12 社

② 時間外・休日労働時間数は**最長 1 か月 116 時間**

③ 1 か月間の時間外・休日労働時間数の状況

- ・ 100 時間超 … 1 社
- ・ 80 時間超(※4) … 3 社（100 時間超の 1 社を含む）
※4 脳・心臓疾患を発症した場合、業務と発症との関連性が強いと評価される時間数
- ・ 45 時間超(※5) … 25 社（80 時間超の 3 社を含む）
※5 脳・心臓疾患を発症した場合、時間外労働が長くなるほど業務と発症との関連性が強まると評価される時間数

④ 定期健康診断は全ての建設工事会社で実施

4 今後の対応

長時間労働の是正は我が国における非常に重要な課題の 1 つとされていることから、当署では、近年、長時間労働による労働者の健康障害の防止を最重点行政課題の 1 つとして位置付けて行政を展開しているところです。

特に、労働時間の把握が不適正である場合は、労働基準法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じるおそれがあることから、今回の監督指導・調査結果も踏まえ、当署では、引き続き、適正な労働時間の把握方法の指導及び周知に取り組んでいくとともに、関係業界団体に対し、建設作業員の長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止に向けた積極的な取組を働きかけていく予定としています。